

IV

スキーム別の法務・税務・会計②
株式交換の
場合のポイント手続選択における
法務上のポイント

(1) 概要

株式交換も、合併と同じく会社法上の組織再編行為の1つであるが、完全親子関係を創設することを目的とする制度であり、合併に比べて、スクイーズアウトの手法としてはより直接的であるといえる。

株式交換では、株式交換完全子会社(対象会社)の株主の有する全株式が株式交換完全親会社(実施支配株主)に移転し、実施支配株主から対象会社の少数株主に金銭等が交付される(会769)。当事会社の法人格は維持されるので、合併において生じる許認可の承継等の問題は原則として生じない。

(2) 実施支配株主における手続

株式交換では、合併と同様に、組織再編行為として各当事会社、すなわち実施支配株主と対象会社の双方において株主総会の承認(会783①、795①)、書類の備置手続(会782①三、794①)、株式買取請求の対応(会785、797)、債権者保護手続(会789①三、799①三)等の手続が必要とされるため、組織再編行為(合併および株式交換)以外のスクイーズアウトの方法に比べて、実施支配株主側における手続の負担が比較的重い。

(3) 株主総会開催の必要性

株式交換は、各当事会社(実施支配株主と対象会社)の株主総会の決議において、特別決議による承認を得なければならない(会783①、795①、309②十二)。ただし、後述のとおり

簡易株式交換もしくは略式株式交換または両方によることが可能な場合は、実施支配株主もしくは対象会社または両社の株主総会の承認を省略できる。

株式交換についても、実施支配株主の株主に及ぼす影響が軽微なものについては、簡易株式交換として、実施支配株主における株式交換承認の株主総会決議なしに株式交換を行うことが認められる。すなわち、おむね、対象会社の株主に交付する対価の合計額が、実施支配株主の純資産額の5分の1(これを下回る割合を実施支配株主の定款で定めた場合には、その割合)を超えない場合は、簡易株式交換として実施支配株主の株主総会における承認が原則不要である(会796②)。

また、合併と同様、実施支配株主が対象会社の議決権の90%(これを上回る割合を対象会社の定款で定め

た場合には、その割合)を直接間接に保有する特別支配会社に該当する場合は、略式株式交換として対象会社の株主総会決議による承認が原則不要である(会784①、796①)。

スクイーズアウトにおいてTOBを先行させる場合、TOBで対象会社の90%以上の議決権を取得することができれば、略式株式交換として対象会社における株主総会の承認が不要となり得る点も、合併と同様である。

(4) 債権者保護手続

株式交換では、株式交換の効力発生日の前日までに、実施支配株主と対象会社のそれぞれにおいて債権者保護手続を終了させることが必要となる(会769⑥、789①三、799①三)。手続は合併と同様である。ただし、合併と異なり、株式交換により既存の債権者の利益が害されるケースが限定されているため、債権者保護手続を行わなければならないケースが限られている。

(5) 対象会社の新株予約権の処理

対象会社が新株予約権を発行している場合、株式交換では、完全親会社となる実施支配株主の新株予約権